

農地転用許可に関する農地法の事務・権限が 横浜市に移譲されます

県の許可が必要な農地の転用について、農地法の事務と権限が 横浜市に移譲されることが本日決定しました。

横浜市は第5次地方分権一括法及び農地法に基づき、権限移譲を求める申請を行い、両法による初のケースとして、移譲対象となる「指定市町村」の指定を農林水産大臣から受けました。今後は具体的な準備を整え、国との協議により 11月1日に運用開始する予定です。

横浜市内の市街化調整区域内の農地転用は、横浜市の2つの農業委員会が申請を受付・審査の後、神奈川県が許可を行っていましたが、運用開始後は県に替わり横浜市が許可を行います。今回の権限移譲により、事務手続の迅速化が図られ、より機動的な対応が可能となります。

<農地転用とは>

農地を農地以外の用途に利用する場合には、事前に農地法の許可を得ることが義務づけられています(農地法4条、5条)*。申請された案件は、地域の農業者の代表として選ばれた農業委員で構成される農業委員会(毎月開催)において、立地条件や事業計画を勘案して審査されます(裏面 図参照)。

* 市街化区域内の農地については、農業委員会へ届出を行うことで許可は不要となります。

<横浜市に移譲される事務・権限>

- (1) 農地転用許可に関すること (法4条、5条)
- (2) 農地への立入調査に関すること (法 49 条)
- (3) 農業会議等関係機関へ報告を求めること (法 50 条)
- (4) 違反転用に対する処分に関すること (法 51 条)

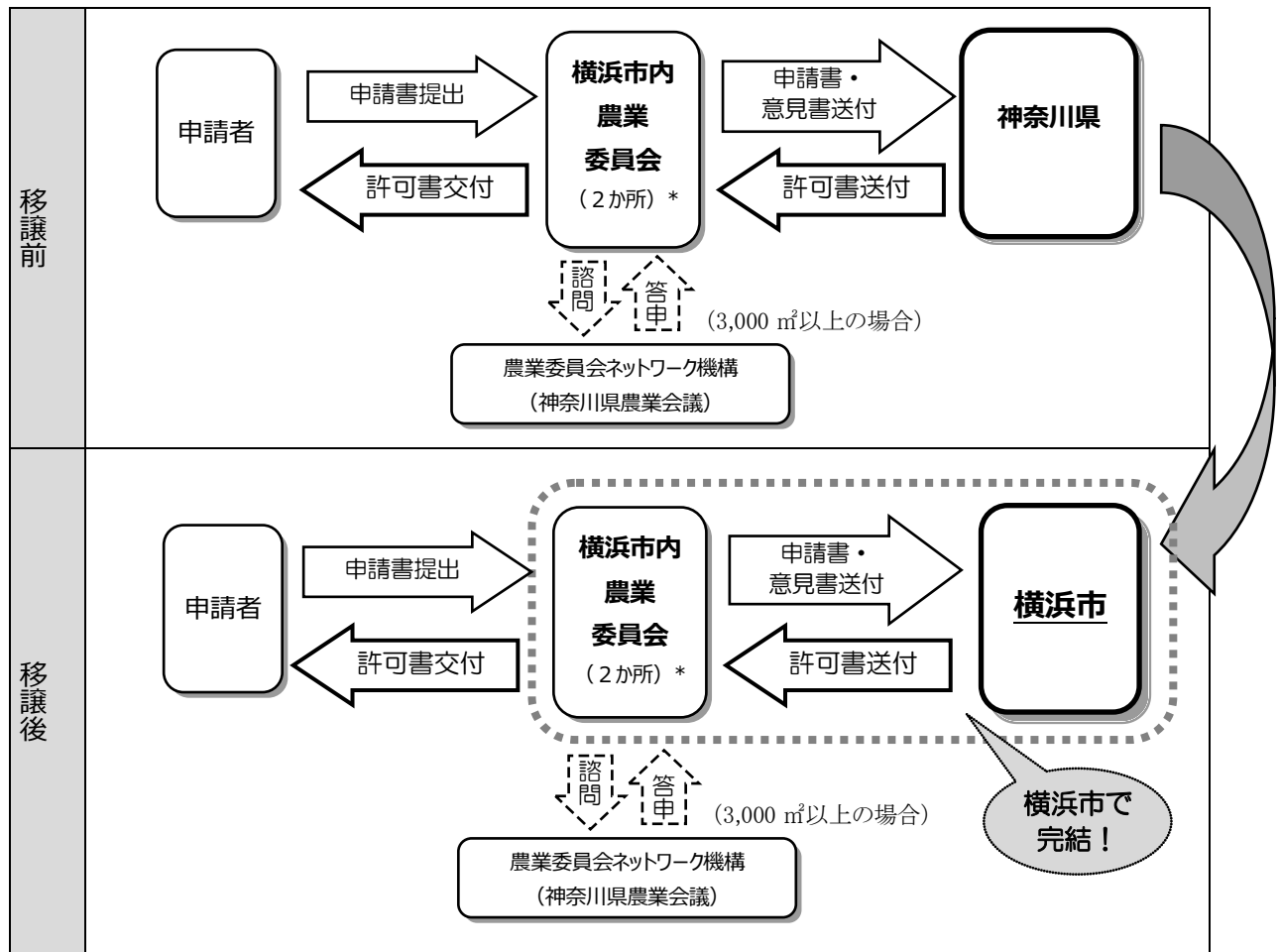
<経過と今後のスケジュール>

平成 27 年 1 月 30 日	「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定 (「農地転用許可に係る事務・権限」の市町村への移譲の方針が示される)
6 月 26 日	「第5次地方分権一括法」公布
8 月～11 月	国の「農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等に関する検討会」で林市長が委員として、指定基準について議論
平成 28 年 4 月 1 日	第5次地方分権一括法に基づく改正農地法の施行
4 月 15 日	権限移譲にかかる「指定市町村」の農林水産大臣あて指定申請
6 月 1 日	農林水産大臣から「指定市町村」の指定
6 月～10 月	許可基準等を策定し、市民意見を募集、周知
11 月 1 日	事務の運用開始

お問合せ先

環境創造局農政推進課長	清野 昌樹	Tel 045-671-2605
政策局大都市制度推進課地方分権担当課長	柴 政紀	Tel 045-671-2109

<移譲による手続の流れ（農地法4条、5条に基づく農地転用許可）>



*横浜市内の農業委員会：市域を南北2つに分け、横浜市中心農業委員会（都筑区総合庁舎内）、横浜市内西部農業委員会（戸塚区総合庁舎内）を設置しています。

<横浜市に移譲される事務・権限の概要>

農地法条項	権限・事務	権限を持つ者		本市における件数/年*2
		(移譲前)	(移譲後)	
4条	農地を、農地の所有者が転用する場合に要する許可*1	県知事	横浜市長	約50件
5条	農地を、売買・貸借を伴い転用する場合に要する許可*1			約80件
49条	職員による農地への立入調査	県知事 又は 農林水産大臣	横浜市長	—
50条	農地の状況等について、農業会議、農業委員会ネットワーク機構等の関係機関から報告を求めることができる。			—
51条	4条または5条の違反(違反転用)に対する指導・処分等	県知事		—

*1 市街化区域内の農地については、届出を行うことで許可は不要。

*2 件数は過去5か年の平均